第四十四条第三項中「障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）」を「費用」に改め、同項各号を次のように改める。

一　障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用　次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ　介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用　当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

ロ　介護給付費等（イに掲げるものを除く。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用　当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

二　相談支援給付費等（法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。）の支給に要する費用　当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

三　高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用　当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

第四十五条の三中「含む。）の額」の下に「及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額」を加える。

第四十六条中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。）」を加える。

附則第六条の三及び第六条の四を削り、附則第六条の五を附則第六条の三とし、附則第六条の六を附則第六条の四とする。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第四十五条―第四十七条）」を「第六章　審査請求（第四十四条の三―第四十四条の八）
第七章　雑則（第四十五条―第四十七条）」に改める。

第一条中「第六条の二第一項」を「第六条の三第一項」に改める。

第一条の二中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

第二十四条　法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号及び第三号に掲げる者以外の者　三万七千二百円

二　通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。第二十五条の二第二号ロ及び第二十七条の二第二号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。）　四千六百円

三　市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十二第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者　零

第二十五条　法第二十一条の五の四第一項第三号に規定する政令で定めるときは、通所給付決定保護者が、法第二十一条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。第二十五条の五第一項において同じ。）の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援（次条第二号において「基準該当通所支援」という。）を受けたときとする。

第二十五条の次に次の十二条を加える。

第二十五条の二　法第二十一条の五の四第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　指定通所支援を受けた通所給付決定保護者　次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　第二十四条第一号に掲げる通所給付決定保護者　三万七千二百円

ロ　第二十四条第二号に掲げる通所給付決定保護者　四千六百円

ハ　第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者　零

二　基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者　次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ及びハに掲げる者以外の者　三万七千二百円